様式第１号（第４条関係）

洲本市空き家バンク登録申込書

　　　　年　　月　　日

洲本市長　　　　　　　　　様

申込者　住所（〒　　　―　　　　）

　　　　氏名

　　　　（法人の場合は、主たる事務所の所在地及び代表者職氏名）

　　　　電話番号

下記の空き家について、洲本市空き家バンク設置要綱（平成24年洲本市告示第58号。以下「要綱」という。）第４条第１項の規定により空き家バンクへの登録を申し込みます。また、この申込みに際し、次に掲げる事項について、承諾するとともに、表明し保証します。

１　承諾事項

(１)　要綱の施行に必要な限度において、市の機関が保有する申込者に関する情報を利用し、若しくは当該情報を協定締結事業者に提供し、又は市の機関が他の公私の団体若しくは個人に照会を行い、申込者に関する情報の提供を受けること。

(２)　市の機関等が空き家バンクのウェブサイト等において、当該空き家の売買又は貸借に必要と認められる情報を公開すること。

２　表明保証事項

(１)　要綱の規定を遵守すること。

(２)　当該空き家について、権利の行使を阻害する法的な制約若しくは制限は存在せず、かつ、保全処分、強制執行若しくは競売等の申立て又は保全差押若しくは滞納処分が行われていないこと。

(３)　当該空き家が事業者が分譲又は賃貸を目的として所有しているものでないこと。

(４)　自己が洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第２号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 空き家バンク  への登録目的 | | □住宅（□その敷地を含む。）の  □売払い　□貸付け（□賃貸借　□使用貸借） |
| 住宅 | 申込者の  区分 | □所有権の登記名義人（□単独名義　□共有名義）  □相続財産清算人（亡　　　　　　　　　　　　　　相続財産） |
| 所有権以外の権利設定 | □無  □有（権利の種類：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 附属建物 | □無　□有 |
| 設備の状況 | □居室　□台所　□便所　□出入口  □飲用水　□電気　□ガス　□排水 |
| 所在 | 兵庫県洲本市 |
| 家屋番号 |  |
| 種類 | □居宅　□その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 構造 |  |
| 床面積 | １階　　　.　　　㎡　２階　　　.　　　㎡  計　　　.　　　㎡ |
| 建築年月日 | □　　　　年　　月　　日　□不詳 |
| 修繕歴 | □無　□有（修繕の概要：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 住宅の敷地 | 申込者の  区分 | □所有権の登記名義人（□単独名義　□共有名義）  □相続財産清算人（亡　　　　　　　　相続財産） |
| 所有権以外の権利設定 | □無  □有（権利の種類：　　　　　　　　　　　　　） |
| 所在 | 兵庫県洲本市 |
| 地番 |  |
| 地目 | □宅地　□その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 地積 | .　　　㎡ |
| 特記事項 | | 都市計画法、建築基準法その他の法令等による制限の概要等 |
| 事前調査  立会人 | | □申込者　□その他（次に掲げる者）  住　　所（〒　　　―　　　　）  氏　　名  電話番号 |
| 添付書類 | | (１)　建物及びその敷地の登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）  (２)　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類及びア又はイの規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長等又は登記官が作成したものに限る。）  ア　空き家に所有権以外の権利が設定されている場合　当該権利の設定を受けた者が記名押印した空き家バンクへの登録の目的である当該空き家の売払い又は貸付けに関する同意書  イ　空き家が数人の共有に属する場合　当該共有者全員が記名押印した空き家バンクへの登録の目的である当該空き家の売払い又は貸付けに関する同意書  (３)　当該申込みをする者が相続財産の清算人である場合にあっては、相続財産選任審判書の謄本又は家庭裁判所が作成した相続財産清算人証明書  (４)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 |

注　不動産登記事項証明書の表題部及び権利部に記載されている事項を転記し、現況が登記記録と異なる場合は、その部分について、現況を括弧書きしてください。